

令和6年第3回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年3月27日(水) 午前8時55分～11時35分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

| | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 会長 | 12番 | 前田 | 浩二 |
| 会長代理 | 11番 | 久木山 | 純広 |
| | 1番 | 池田 | 善之 |
| | 2番 | 蓑手 | 幹夫 |
| | 3番 | 樋ノ口 | 正信 |
| | 4番 | 川畑 | 千秋 |
| | 6番 | 木場 | 由美子 |
| | 7番 | 野元 | 京子 |
| | 8番 | 古賀 | 久美子 |
| | 9番 | 西村 | 四男 |
| | 10番 | 外菌 | 健藏 |

出席農地利用最適化推進委員(3人)

| | | |
|--------|-----|----|
| 串木野地区1 | 藤園 | 宗男 |
| 串木野地区2 | 井手迫 | 正博 |
| 市来地区 | 永井 | 美治 |

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (4番 川畑 千秋 委員 ・ 6番 木場 由美子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法(2件)について
- 日程第2 報告議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法(17件)について
- 日程第3 報告議案第6号 競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 報告議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について
- 日程第6 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について
- 日程第7 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)について

- 日程第 8 議案第 14 号 非農地証明願 (2 件) について
- 日程第 9 議案第 15 号 農用地利用集積計画案・中間管理法一括方式 (3/31 開始・15 件) について
- 日程第 10 議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画案・農地中間管理事業 (5/1 開始・40 件) について
- 日程第 11 議案第 17 号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について (3/31 開始・9 件)
- 日程第 12 議案第 18 号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について (5/1 開始・4 件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。それではただ今から、令和 6 年第 3 回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長からあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 どうもありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第 5 条により、会議の議長は、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしく願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず、事務局の方から本日の農業委員の出席状況を報告してください。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対しまして、本日欠席委員 1 名、出席委員 11 名で、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も出席されておりますことを報告いたします。

議長 ありがとうございました。それではお手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行いたいと思いますが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

ありがとうございます。それでは今回の議事録署名委員に、4番 川畑千秋 委員、6番 木場由美子 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは早速議事に入りしたいと思います。

まず、日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（基盤強化法）分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1ページをお願いします。日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、2件2筆 2,479 m²で基盤強化法の合意解約です。1番は、借人の高齢化による労働力不足のための解約です。今後の耕作者は3班の方々に探していただけるようお願いをしてあります。2番は、後程 28 ページの日程第10議案第16号 5月1日開始の農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業）の5番で契約をするための合意解約です。よろしくお願いいたします。

議長

今回は2件ということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知2件については、通知のあったとお受けすることでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知2件につきましては、通知のとおり受けすることによって決定をいたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員になります。申し訳ございません、ご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2から3ページをお願いします。日程第2報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（中間管理法）分は17件26筆25,104㎡です。1番から9番は、後程33ページの日程第11議案第17号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）の3月31日開始分にて新たな耕作者との契約をご審議いただくための解約です。11番から14番は、後程34ページの日程第12議案第18号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）の5月1日開始分にて新たな耕作者との契約をご審議いただくための解約です。10番は、後程27ページの日程第9議案第15号農用地利用集積計画書案（中間管理法一括方式）の9番で、契約内容を変更して新たな耕作者と契約を行うため、貸人と借人両方からの合意解約です。15、16、17番は、借人の労働力不足による解約です。今後新たな耕作者を探していただけるように、3班の方々へお願いをする予定です。こちらも次の耕作者が決まっていないため、貸人と借人両方からの合意解約になっております。今月は、農政課から中間管理機構への集積等促進計画提出期限が早くなったため、促進計画も、配分計画も3月31日開始分と5月1日開始分のご審議に合わせた合意解約通知になっております。よろしく願いいたします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。10番と、15、16、17番の4件については、借り主と貸し主両方の解約です。それ以外は、借り主だけの、耕作者と農地バンクとの合意解約ということで、内容が異なっておりますが、それが計画になっておりますので、そこを含めてご審議いただきたいと思えます。何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分17件については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分17件については、通知のあったとおり受理することで決定をいたしました。

た。〇〇委員は自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第3報告議案第6号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員になります。申し訳ありません、ご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

4ページをご覧ください。日程第3報告議案第6号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。令和6年第1回総会にて許可を頂き買受適格証明を発行し、税務課の開催する農地の差押不動産の公売会へ参加資格を得た後、3月1日に売却決定通知書が交付されて、3条申請が提出されました農地の件です。買受適格証明書の交付時と事情が異なっていない場合、農業委員会会長の判断で許可をして差し支えない旨も合わせてご審議いただいておりますので、3条許可書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

議長

今事務局の説明がありましたとおり、1月の総会で買受適格証明書の交付についてということで、この案件については審議をさせていただいて、買受適格証明書を交付をするということで、決定をいただいた案件でございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。すみません、私の方から、この許可書は何日付で交付されたんでしょうか。

棚町主査

よろしいですか。

議長

はい。

棚町主査

3月1日付で税務課から決定通知書が交付され、同日3条申請が提出されましたので、3月1日付で許可書をお出ししました。

議長

今説明のあったとおり、税務課の方から3月1日付で買受者が決定したということの通知があったということで、同日の3月1日付で3条の許可書を交付したということでございます。皆さんの方からご質

疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第3報告議案第6号競公売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請については、事後報告となりますが、申請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3報告議案第6号競公売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することによって決定をいたしました。〇〇委員は自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第4報告議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下げについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

6ページをご覧ください。日程第4報告議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下げについてです。先月の総会にて保留になっております案件です。8ページで申請地を減らして再度申請をするために、先月の申請の取下げ願いが提出されましたので、ご報告いたします。

議長

先月の総会で審議をして、保留にしていた案件です。今回申請の取下げ願いが出ているということでもあります。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第4報告議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下げ願いについては、許可申請の取下げを受理してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4報告議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下げ願いについては、申

請のとおり受理することで決定をしました。

次に進みます。日程第5議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第5議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。8ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が親戚である譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。今まで譲受人は畑につきましては申請地を相対で耕作しておられました。先月の申請から農地を減らして再度申請書が提出されました。調査は【正】を木場委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について3月21日午前9時より、譲受人の代理人の行政書士と、樋ノ口委員とで調査を実施しましたので報告します。場所は8～9ページを参照して下さい。譲受人は、取得後田は水稻、畑は季節野菜やトウモロコシ等を耕作することです。農機具保有状況は、トラクター、草払い機等を持っていらっしゃいます。労働力は1人です。通作距離は約3.3kmです。私達が調査した結果問題はないと見てきましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局の説明と、現地調査の報告がありました。先程日程第4にありました許可申請の取下げの案件のうち、畑の2筆は除外をして、残りの畑2筆と、田んぼ1筆の3筆を売買によって取得をしたいという許可申請でございます。皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問をしてよろしいでしょうか。①、②の畑については、譲受人の方がこれまでも相対で使っていたということなんですが、③の田については、別な人が耕作をしておられたということなんですが、その人については、了解が取れているんですか。

木場委員

はい。

議長

どうぞ。

木場委員

先月の調査の時に、代理人の行政書士の方がわからないということだったので、調査員の西さんともわからないということで、審議をしていただいたん

ですけれども、今回私達も調べたら、〇〇さんが作っていらっしゃいました。それで、〇〇さんに確認に行きましたら、売買が出ていることは知っていらっしゃらなかったんですけれども、この田は譲渡人のご主人から〇〇さんが頼まれて、隣を作っていたので、荒れていた田を耕作するようになったと。それで息子さんが今果樹の方を中心にしていらっしゃるの、田の方は減らそうかという話もしていたので、譲受人の方がちゃんと耕作をされるんだったら、別にいいですという話を聞いてきました。譲受人の方も中古ですけどトラクターを購入されて、ちゃんと作るということでしたので、荒らさないようお願いをしたところです。

議長 農業機械はトラクターだけですか。

木場委員 草払い機とか。

議長 稲の収穫、乾燥等は外部に委託ということですか。

木場委員 そうですね。

議長 耕耘以外の作業については、外部への委託ということでございます。他に
ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第5議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回1件ですが、これについては申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第6議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第6議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件についてであります。10ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。申請人は、申請地が国道沿線の利便性が高く、近隣にはスーパー等の

商業施設が整っており、立地的に住宅需要が見込まれるため、共同住宅を建て、家賃収入により生活の安定を図りたいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 8番古賀です。農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1について、3月21日（木）午後12時45分より、代理人行政書士立ち会いのもと、蓑手委員と調査を実施しましたので報告いたします。資料の10～11ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地で、転用目的は、申請地は閑静な住宅街に位置し、国道沿線の利便性が高く、近隣にはスーパー等の商業施設が整っており、立地的に住宅需要が見込まれるため、共同住宅を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図りたいためです。申請地は麓土地地区画整理事業区域です。事業計画は共同住宅2階建ての8世帯分と、入居者用の駐車場16台分を設置します。土地造成は整地のみ行い、境界にはブロック塀を設け、土や雨水が隣接地に流出しないように措置します。申請地の東・西・北側は宅地、南側は市道です。周辺の農地の日照、通風などに支障を及ぼすおそれを生じさせないための対策として、建物の高さを7.6m程度にします。用・排水計画の用水計画は、公共上水道、汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水も同様南側市道側溝へ流します。資金調達計画は融資で、工事計画は5月から12月となっております。融資証明書他、4条申請の備考欄に記載してあります書類等添付されており、何ら問題はないと思えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局の説明と、現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問してよろしいでしょうか。申請人は、この土地をいつ頃取得されていらっしゃるんですか。元々本人の土地ですか。土地をいつ頃取得されているんですか。

松原主査 昭和63年3月26日に相続しています。

議長 ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。もう1つ、10ページの地図を見ますと、北側の方に畑や田がありますけど、現在これは耕作されていないんですか。

古賀委員 はい、耕作はされていません。雑種地のような状態です。

議長 はい、わかりました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第6議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第6議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第7議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5件です。5件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に質疑に入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第7議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件についてであります。12ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。借人は県の河川拡張事業により立ち退きが発生し、申請地を同居の母より使用貸借にて借り受けて、住宅を建築したいための申請であります。一般住宅として500㎡を越えておりますが、将来的に妹家族5人との共同世帯を予定しており、その際は住居拡張や駐車スペースも必要となるため、理由書が添付されております。第3種農地で準住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 3番樋ノ口です。日程第7議案13号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について報告いたします。3月21日(木)9時40分より、立会人と木場委員と3人で調査して来ました。場所は12～13ページをご覧ください。県の河川拡張事業による立ち退きに伴い、申請地を母より借り受けて、住宅を建築したいとのことです。第3種農地、準住居地域です。申請地は整地を行い、必要に応じて住宅部分には水が溜まりやすい所を固めて地盤改良を行います。賃金は自己資金です。残高証明が提出されています。申請地は606㎡で500㎡を超えていますので、理由書が提出されています。現在は3人ですが、後に5人の共同住宅を予定しています。住宅と、ガレージには車3台程駐

車できるようにします。建物の高さを 5.5m以内にし、周辺の日照、風通し等影響を及ぼさない様にします。被害防除計画書等が提出されています。境界のブロックによる修復作業を行います。隣接地との境界に 1.5mの干渉スペースを設けると、長さ 33.5m、横 18mの敷地がとられます。残地は低木などの環境緑化、美化に努めるとのことです。用水は公共上水道、雨水は溜桝を設け、西側の市道側溝へ、汚水・生活雑水は合併浄化槽で処理します。周辺は北、東、南は宅地、西は市道です。私達の調査した所、問題はないと見て来ました。皆様方の審議をよろしく願います。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。14 ページをお開きください。譲受人は、申請地が国道・高速道路等の幹線道路へのアクセスや、通勤、通学、スーパーマーケット等への利便性も良く、生活環境が整っており、住宅需要が見込まれるため、土地を買い受けて共同住宅2棟を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図りたいための申請であります。また、鹿児島市にも共同住宅3棟を保有している状況です。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしく願います。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法5条1項の規定による許可申請No.2について、調査報告をします。3月21日(木)13時から、譲受人の代理人行政書士立会いのもと、古賀委員と私が調査をしました。所在地は、資料14、15ページを参照してください。農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域にあり、譲受人は住宅需要が見込まれるため、買い受けて共同住宅2棟、10戸と8戸の建築と、駐車場28台を施工したいという計画になっております。土地の状況につきましては麓土地区画整理事業地内で、住宅用地として整地されて、農地はありません。農地への被害は無いと判断いたしております。土地の条件といたしまして、(スクリーンを指して)ご覧のとおり果樹及び花木等を植えてあります。これを全て抜根をして、40cm程の盛り土をして整地をする計画になっております。目的の確実性は、融資証明書類が添付されております。計画につきましては、許可後6月から12月の予定で施工されるということです。用排水等につきましては公共上水道を使用し、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水につきましては市道側溝に排水するということです。周囲は北側と西側は道路、南側と東側は宅地になっています。その他、備考欄に記載されている関係書類が添付されています。私どもの調査では転用

について何ら問題はないと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは次のNo.3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.3についてご説明いたします。16 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を野元委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員 7番野元です。農地法第5条1項の規定による許可申請No.3 について、3月20日(水)午後2時より、代理人の行政書士立合ひのもと、外菌委員と調査をしましたので報告いたします。資料の16～17 ページをご覧ください。転用の目的は、現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいとのこと。申請地は第3種農地第1種低層住居専用地域内にある農地です。申請地の東側は道路、西側、南側、北側は宅地です。被害防除計画は、申請地に0.3mの盛り土を行い、擁壁を設け、境界にはブロックを積む予定です。周囲に農地はありません。排水計画の雨水排水は東側道路側溝へ、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。資金調達計画は金融機関からの融資で、許可後着工8月までには完成の予定です。融資証明書他添付書類につきましては、5条申請の備考欄に記載してあります。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは次のNo.4 について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.4についてご説明いたします。18 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

西村委員 9番西村です。農地法第5条1項の規定による許可申請No.4 について、3

月 21 日午前 8 時 50 分より、代理人行政書士立会いのもと、池田委員と調査を実施しましたので報告をいたします。資料は 18～19 ページを参照してください。申請地は農地区分第3種農地で第1種住居地域であります。転用目的は、現在借家住まいのため、申請地を買い受けて住宅を建築したいためです。土地条件は転用に合致している。資金調達は住宅ローン等審査結果通知書が添付されています。許可後4月に着工する予定です。用水は公共上水道、雨水排水は北側道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ、被害防除としては境界にブロック積みをする。建物の高さを4.5m程度にする。付近の状況は東、西、南は宅地、北は道路です。被害防除計画書他の添付書類については、5条申請の備考欄に記載してあります。以上、特に問題はないと見て来ました。皆様のご審議の程よろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは次のNo.5について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.5についてご説明いたします。20 ページをお開きください。譲受人は霧島市で建築・不動産業を営む会社法人で、今般申請地を買い受けて、3区画の宅地分譲をしたいための申請であります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしく願います。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第5条No.5について現地調査を行いましたので報告いたします。場所等につきましては資料の 20～21 ページを参照ください。3月 22 日(金)午後1時より、申請代理人行政書士、久木山委員、私で調査をしました。申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地で、麓土地区画整理事業区域内にあります。譲受人は霧島市で不動産業、土木建築工事等を営まれる会社法人です。譲受人は申請地を買い受け、造成し宅地として分譲したいとのことです。現地付近の状況は東側宅地、西側畑と山林、南側と北側は道路です。西側の山林は整備済です。造成工事内容は、地盤の切り盛りは行わず、現状のままで利用し、土留めブロック3段積みを行い、周囲への土砂の流出を防ぐとのことです。宅地は3区画にする計画です。雨水処理は溜枒を設け、南側道路側溝に排水する計画です。資金は自己資金で、許可後速やかに着工したいとのことです。提出書類は資料の備考欄を参照してください。私共の調査では、何ら問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。ただ今5件について、事務局の説明及び現地調

査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず 12 ページ、13 ページのNo.1について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。それでは次の 14 ページ、15 ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。それでは次の 16 ページ、17 ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。それでは次の 18 ページ、19 ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。次の 20 ページ、21 ページのNo.5について、何かご質疑ございませんか。ちょっと、私の方からよろしいですか。県内でも不動産業者、住宅メーカー等が許可をもらって着工はしていますが、工事進捗が悪い案件があって、既に許可をもらっていても半分以上も工事が進んでいないのに、新たな許可申請を出す事例もあるんだそうです。そこらあたりについては十分検討をしたうえで審議をしてくださいということでしたので、この〇〇については、本市でも結構申請が出てきているようですし、県下でも宅地分譲とか建売住宅とかやっていると思うんですが、そこらあたり他の市町村での許可に対する工事の進捗状況等については、確認をとってありますか。

松原主査 まず、本市では、令和4年 10 月 31 日に宅地分譲を許可したところ、令和5年 12 月 26 日に完了報告が出ております。また、他市の状況ですけれども、霧島市の方に問い合わせたところ、特にないということでした。

議長 本市で既に許可した分については、もう完了したということ、他の市町村で行っている分についても、特に問題はないということでした。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思えます。日程第7議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件については、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第8議案第14号非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第8議案第14号非農地証明願2件についてであります。いずれも違反転用と判断されております。22ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。申請者が平成16年頃車庫を建てて、現在も車庫として利用している状況で、始末書が添付されております。

続きましてNo.2についてご説明いたします。24ページをお開きください。申請者が昭和53年に住宅を建てて、現在も住居として利用している状況で、始末書が添付されております。

議長

今回の申請は2件ということで、いずれも違反転用指導事案でございます。まず22、23ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは次の24、25ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思えます。日程第8議案第14号非農地証明願2件につきましては、申請のとおり非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということでございますので、日程第8議案第14号非農地証明願2件については、いずれも申請のとおり非農地証明書を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第9議案第15号農用地利用集積計画書案農地（中間管理法一括方式）についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、今回関連する委員、今回は〇〇が入っておりますので、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員は、すみませんがご退席をお願いします。

〇〇、〇〇、〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

26、27 ページをお願いします。日程第9議案第15号3月31日開始の農用地利用集積計画書案（中間管理法一括方式）は、新規で15件18筆12,698㎡です。9番は、契約形態を使用貸借から賃貸借へと変更するために、先程3ページの日程第2報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法にてご審議いただきました農地です。1番から8番は、前回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する案件です。これらは全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。〇〇は、今後借入地を全て耕作していただけるようお願いをしております。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がございました。今回は、令和6年3月31日開始、間もなく契約がスタートする案件が15件18筆ということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第9議案第15号農用地利用集積計画書案農地（中間管理法一括方式）については、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第9議案第15号農用

地利用集積計画書案農地（中間管理法一括方式）分 15 件については、ただ今報告のあった内容で決定をいたしました。3 人の委員の方は、また自席へお戻りください。

〇〇、〇〇、〇〇委員着席後

次に進みます。日程第 10 議案第 16 号農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業）令和 6 年 5 月 1 日開始の分についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、今回関連する委員、〇〇委員になります。すみませんがご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

28 から 32 ページをお願いします。日程第 10 議案第 16 号 5 月 1 日開始の農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業）についてです。4 月から農地中間管理機構への申請手続きが変更することに伴い、今月から 2 月先の農用地利用集積等促進計画についてご審議いただくことになりました。新規で 40 件 58 筆 64,666 m²です。5 番の 1 筆目は、契約形態を基盤強化法から中間管理事業へと変更するために、先程 1 ページの日程第 1 報告議案第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知（基盤強化法）にてご審議いただきました農地です。5 番の 1 筆目と、17 番から 29 番は、前回は基盤強化法の契約であったものから、中間管理法の契約に変更する案件です。これらは全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がございました。今回は件数が多くて、40 件 58 筆ということになっております。5 月 1 日に契約がスタートする分でございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第 10 議案第 16 号農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業）分 40 件 58 筆については、ただ今報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 10 議案第 16 号農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業）分 40 件につきましては、ただ今報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第 11 議案第 17 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）令和 6 年 3 月 31 日開始分でございます。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

33 ページをお願いします。日程第 11 議案第 17 号 3 月 31 日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、9 件 14 筆 15,828 m²で新規の契約です。先程 2 ページからの日程第 2 報告議案第 5 号の合意解約通知 1 番から 9 番にてご審議いただきました農地です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地を全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明がありました。今回は耕作者変更の 3 月 31 日開始分で、9 件 14 筆でございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第 11 議案第 17 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出分）令和 6 年 3 月 31 日開始分 9 件については、ただ今報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 11 議案第 17 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）令和 6 年 3 月 31 日開始分 9 件につきましては、ただ今報告のあった内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第 12 議案第 18 号農地中間管理事業にかかる農

用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）分の令和6年5月1日開始分4件についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇が入っておりますので、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員は、すみませんがご退席をお願いいたします。

〇〇、〇〇、〇〇委員退席後

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

34ページをお願いします。日程第12議案第18号5月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書です。促進計画と同じように、4月から農地中間管理機構への申請手続きが変更することに伴い、今月から2月先の配分計画についてご審議いただくことになりました。耕作者変更機構貸出分で、4件5筆4,524㎡で新規の契約です。先程3ページの日程第2報告議案第5号の合意解約通知11番から14番にてご審議いただきました農地です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地を全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくをお願いします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。今回は4件5筆ということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第12議案第18号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）分令和6年5月1日開始分4件につきましては、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第12議案第18号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）分令和6年5月1日開始分の4件につきましては、報告のあった

内容で決定をいたしました。3人の委員の方々はまた自席へお戻りください。

〇〇、〇〇、〇〇委員着席後

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____

• _____